法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-06

社会教育関係3資格の「専門性」と「知識創造」との相関関係および資格活用と資格教育の今後について

笹川, 孝一

(出版者 / Publisher)
法政大学資格課程
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
法政大学資格課程年報 / 法政大学資格課程年報
(巻 / Volume)
3
(開始ページ / Start Page)
21
(終了ページ / End Page)
24
(発行年 / Year)
2014-03-31
(URL)
https://doi.org/10.15002/00014090

社会教育関係３資格の「専門性」と「知識創造」との相関関係および資格活用と資格教育の今後について

法政大学キャリアデザイン学部教授　笹川孝一

１．境界を越えた３資格の展望づくりのための議論のきっかけづくり

社会教育法とそのもとに制定された図書館法、博物館法に規定されて、社会教育主事、図書館司書、博物館学芸員という３つの国家認定資格がある。この３つの資格は、教育基本法上で「社会教育」条項の下にあり、かつ先の３つの法律で具体的に規定されているところから、「社会教育」関係資格と呼ばれたりもする。

この「社会教育」関係資格は、第２次世界大戦後の1940年代末から50年前後に法制化されてスタートしたが、その後60年以上経って、社会変化の中での変容が迫られている。その象徴的出来事の１つは、図書館司書と博物館学芸員の養成課程におけるカリキュラム改訂である。また、もう１つは、日本社会教育学会、文部科学省生涯学習政策局、法政大学キャリアデザイン学部などによる社会教育主事・司書・学芸員などと関連する新たな資格の検討と実施である。

私は「生涯学習入門Ⅰ，Ⅱ」という３資格の共通必修授業を行っている。その立場を踏まえて、本稿は、時代の変化の中で３つの資格が今後、現実社会において生かされていくために必要と思われる「専門性」と「知識創造」との関係について、私見を述べ、境界を越えた率直な議論を行うためのきっかけを作ることを願って書かれるものである。というのは以下の事情もあるからである。

現在、地方自治体財政の縮減や教育委員会廃止等の議論を含む動きの中で、これら３資格保持者の配置の現状は厳しい状況にある。しかし、住民による地方自治の展開を前提とする、“住民の福祉のために行政を総合的かつ効率的に行うこと”（地方自治法）が地方自治行政の基本であることを謳った、いわゆる「地方自治の本旨」からすれば、地域に住み生活する人々としての「住民」の学習・文化活動、自己教育・相互教育活動と、それに対する何らかの支援活動が、ますます重要になっている。そしてそれによって、１人ひとりの住民が、自分自身の人生の主人公（さだまさし「主人公」）になるとともに、家庭や地域社会、職場、国家、国際社会、地球生態系の自治の主人公になることも、具体的にプログラム化されていく。

人々の地域・事業所・国家などにおける暮らしやそこで生じる課題がこのようなものであるとするならば、この過程をサポートする「社会教育」関係資格保有者の配置とその活用は、必要な工夫を施しながら積極的に展開されることが望ましい。しかし、現状が必ずしもそのようになっていないのは、たんに自治体財政危機という外的要因だけではなく、地域や事業所における住民や従業員が必要とする学び、楽しみの性質やそれが実現される過程が明確にされず、広く世間の共通認識となっていないという内的要因によるものでもある。そこで、後者を共通認識とする努力が、「社会教育」関係資格保有者の配置とその活用に新しいフロンティア形成に役立つと考えられる。

２．３つの資格保持者の配置に関する現状

「社会教育」関係資格保有者の配置とその活用の現状について、次のようにいうことは可能かもしれない。

図書館は全国的に依然として数が増える傾向にあるが、職員についてみると、専門職員は増えず1970年代以後の嘱託化が徹底された状態にある。例えば東京都23区では司書制度がきちんと整備されず、財政・人事などの部門を「基幹部門」として専任の事務職員を配置し、司書は嘱託であることが多い。

博物館でも、「基幹部門」は人事や財政であって、そこには事務職員が配置され、学芸員の半数は嘱託、という施設も少なくないように、見える。

社会教育主事については、かつては教育委員会事務局だけでなく公民館や市民館、社会教育館に相当数の社会教育主事が配置されていた。しかしながら経費削減と「大人の自由な学びを職員が方向づけるのは学習の自由に対する侵害である」という趣旨の現実にそぐわない論理によって、施設からの専門職員の引き上げ、嘱託化、住民委託化が進み、最近では教育委員会事務局の社会教育主事の退職後不補充も珍しくない状況がある。

３．現状の背後にありがちな自治体行政責任者のありがちな考え方

このような全体状況の中でも、学芸員の専門性は、他の２つの資格の専門性よりも明確であるように見える。やや乱暴な表現をすれば、次のような発想が少な

くない市町村長や教育長の考えであるかもしれない。

博物館には具体的なモノがあるから、それを扱える専門職が最低限数人は要る。これは博物館がものを扱っている以上、避けられない。

図書館は、資料収集は紀伊国屋や丸善などの大手書店が代行してくれるので、必ずしも専門職員は要らない。子供対象の読み聞かせなどは、嘱託職員や地域のボランティア活動などで十分対応できる。

公民館、市民館、社会教育館などでは、地域の大人たちが自由に学ぶ場所だから、会議室その他の活動のための部屋があれば、それで済む。法律で決められている自治体の学校も含む生涯学習振興計画の策定は、学校教員や学識経験者に集まってもらって作文してもらえればよい。

4．この考え方の背後にある「専門性」についての消極的な発想

たしかに、具体的資料や書籍があるのでそれを適切に管理しなければならないという現実はある。そしてそれを反映して、専門性の序列は、次のようになっているようにも見える。学芸員＞司書資格＞社会教育主事。学芸員は、地元の郷土で発掘されたものや地域の民具などを集め、そしてそれらについて展示するためには、資料についての調査・研究が求められる。

司書は、地元自治体や行政的地域範囲の中でこれまで起きてきた出来事について、テーマを立てて資料を集め、資料の解説を書き、「郷土コーナー」のような場所に配架したり、それらの資料についての研究もしたり、ということが必要になる。

社会教育主事は、地域に起きている生活上の具体的なことがらを取り上げることが課題となるが、地域で起きていることは、多岐にわたる。自然環境や廃棄物・防災、人口、水と食料、産業と雇用、家計・財政、妊娠・出産・子育て、教育、高齢者・障碍者の活躍の場づくりと介護・支援、文化の伝統と再創造、国内・国際交流、住民自治など、である。日本全体が農村社会を基盤として成り立っていた時代には、これらにも一定のパターンがあり、住民の利害の共通性は大きく、限られた人数の社会教育主事でも、それらの事柄を研究してことにあたることができた。しかし、都市化して生活基盤・生活状況も多様になった状況の下では、限られた人数の社会教育主事の配置では、調査研究を伴った対応は不可能に近い。その結果、２つの論理が入り込んで、社会教育主事の専門性と配置が放棄される傾向が生じる。１つは、“自治体等の部局の職員が必要な説明や講座等を開催すればよい”、というものである。この論理は、社会教育主事の減員の理由とされてきた。もう１つは、住民の学習は自由なのだから、“自治体職員が介入するのは不適当である”（松下圭一『社会教育の終焉』）という論理であり、専門性の否定である。

5．プログラム化が求める３資格の専門性

しかし、先に述べた住民が必要とするプログラム化の見地からすると、３資格の専門性はさらに重視され、高められることを求められている。

このプログラム化は、大別して３つの過程で行われる。

その１つは、(A)日常生活を行い、その中で働き、遊び、祈り、意味づけをするという体験である。だから、一部の若者やおとな、高齢者の行動範囲が狭くなり、日常体験にバラエティーが少ない時、まず、体験の多様性を実現することが先決である。

それを前提としながら、もう１つは、(B) 生活の中から問題を発見し、それを取り組みの課題化・プロジェクト化して取り組み、経験則を整理し、蓄積して、伝統を踏まえながら、仕事や遊びや祈りや学び＝意味づけに関する「私／私たちの文化・生活スタイル」をする再創造する世界を実現するためのものである。

それは、状況把握と課題の性質についての判断と、解決のための「仕事」の工程の設計、具体的な実施・実践過程、実践過程の一段落の時点での振り返りと経験則の抽出からなる。これは世間で「PDCA サイクル」とも呼ばれる。これは、一種の問題解決という一種の「善」を実現する世界であるとともに、経験則を抽出するという一種の「真」の世界の実現過程でもある。また、問題解決がもたらす達成感という「美」の世界でもある。

(C) プログラム化は同時に、家族・地域や日本・世界・地球で起きてきた事柄とその問題解決という「善」の世界の実現を支える、４つの領域によって支えられる。

その１つは、①物事に当たった時に、状況把握や情報収集をはじめとする調査、問題の性質把握と解決の方向性、具体的な方策と手順を、楽しみ、訓練・習得し、活用するという、一種の「美」と「善」と「真」の複合的世界がある。ここでは、具体的状況の下で必要な技と知識を結び付けて解決方法を示すという智慧の世界が展開される。

２つ目には、２種類の技の世界がある。それは、②道具を使ってものづくりやアナログ表現を行うための、身体的でアナログな技として蓄積されてきたものを楽しみ、習得し、活用することと、③文字や記号というデジタルなツールの技を楽しみ、習得し、活用するものである。この２つは一種の「美」を実現する世界と深くかかわる。

３つ目には、④関連情報を〈原因・結果〉関係や現象の時系列での展開の視点から関係づけた「知識」を楽しみ、習得し、活用するという、一種の「真」を実現する世界がある。

そしてさらに、(A と B) によって得られる経験則、経験知、経験技能と、(C) によって得られる一般原則、一般知、一般技能の両者を突き合わせることによって、(A と B) も (C) も必要な修正が施される。そして修

正された（B）の経験則、経験値、経験技能はローカルであるとともに普遍性によって裏付けられたものでともなる。修正された（C）も普遍的でありながら、より多くのケースを包含したものとなる。そしてこの両者を共に自己の内部や他の人々との共有関係で蓄積することが、「臨機応変の能力」としての「コンピテンシー/コンピテンス」を高めることとなる。また、この臨機応変の能力をより広く深く備えた個人や人々、家族、地域社会、事業所、国家、世界が、「できる・楽しい人/組織/社会」となるのである（笹川孝一『キャリアデザイン学のすすめ』法政大学出版局第Ⅱ部、第３章を参照）。

６．３資格における「知識創造」の現状と配置の工夫

このような見地からすると、３資格保有者が配置されている職場等でも、その専門性が十分展開しているとは言い難い面もある。

例えば、３資格の中で最も専門性が実現しているとみられている学芸員の場合も、資料に基づく知識創造はされており、住民によってその知識が楽しまれ学ばれているとしても、そのことと、現在、地域で起きている課題との接点は小さい場合も少なくない。また、自治体が設置する博物館は数が限られているので、地域にある資産を整備された形で住民に提供できている範囲は必ずしも広くないように見える。

図書館の場合、読み聞かせなどの児童コーナーに伴う専門性には一定の厚みがみられるところも多いが、「利用者が少ない」、「手が回らない」という理由から、郷土資料が倉庫に眠っていたり、そもそも収集をしていなかったりすることもある。また、貴重図書を評価する目が養われていないので、「利用が少ないから」と廃棄されてしまうことも珍しくない。また、地域の人々が作る生活記録文集などのコーナーがない図書館は多い。

社会教育主事の場合、公民館などの施設から引き上げられて教育委員会事務局に配置されていることも多く、生涯学習振興計画の策定における「学識経験者」の手配、主催講座におけるテーマ設定や講師交渉などが精いっぱいで、そこから住民の学びや楽しみ、作品づくり、地域課題の解決などに積極的に携われる環境は減ってきている。

このような中で、いくつかの工夫が当面検討されてよいだろう。

その１つは、３つの資格保有者、３つの種類の施設の連携である。

たとえば、博物館は具体的な一次資料を中心に、図書館は文字・音声・映像資料などの二次資料を中心に、公民館等は、現在進行形のものや聞き取りなど無形の資料を中心にするという、現在も行われている協力関係を強化することである。

２つ目は、教育委員会管轄下にはない国や自治体設置の施設や民間の展示施設、資料センター、地域づくり等に関する多様な情報交換や共同プロジェクトがおびただしく、現代の地域社会には存在する。これらの相互協力ネットワークを一層、強化することである。

３つ目は、３つの資格を基礎資格とすることである。博物館や図書館、公民館に配置されている職員でも資格保有者でない人も多く、そのために資格保有者と非資格保有者とが上下関係のようになっているところも多い。そこで、社会教育主事講習、図書館司書講習、科目等履修生などによる博物館学芸員資格取得などを進めることによって、地方自治体の全セクションにおいて、住民の学びと遊びと仕事をサポートする潜在能力をアップすることである。

４つ目は、「地域学習支援士」「地域学習コーディネーター」などの上位資格を普及しつつ、３施設、３資格に横串をさすことである。それは、看護師という基礎資格の上に助産師などを積み上げられることに似ている。そのさい、１人ですべてをすることはできないので、「地域学習コーディネーター（美術）」「地域学習支援士（産業）」などのように、分野専門部分も強化することも検討されてよい。その際、日本社会教育学会、日本図書館協会、全日本博物館学会などの関連学会による共同認定資格とすることも検討されてよい。

５つ目は、住民・施設利用者の間での資格取得を奨励・促進することによって専門職員と協力しながら地域での生活をより楽しく充実させていくことである。その形は多様であってよい。地域に施設が全くない場合には、施設を作ることから始める。施設がある場合には、その充実を図り、ときに必要な施設拡充も検討する。また、施設ボランティア活動や運営協議会や利用者協議会などによって、施設関係職員との協力を図る。最近は指定管理者制度を導入していることも多いので、地元でNPO法人や株式会社等を立ち上げて、指定管理者として施設やその活動を充実させているケースも多い。

７．資格課程で学ぶ意味と資格課程教育の充実

以上の点を踏まえると、３資格の課程で学ぶ意味には次の点を挙げることができる。

第１に、多様な施設や学び、楽しみをサポートする現場に即して、地域の学びや楽しみ、産業を含む地域づくりのために努力している人々の姿を知って、自分の将来選択の一つの材料とすることができる。

第２に、地域における学習や生活改善、作品創造メカニズムとノウハウを知ることによって、自分の日常生活で学びや楽しみ、生活改善、作品創造とそのサポートに、効果的に取り組むことができる。

第３に職業としてこれら３資格や「地域学習支援士」などを生かす場合、専門職として配置されるときはも

ちろん、非専門職として配置される場合でも、資格および資格取得過程で身に着けた技・知識・智慧をいかして、積極的に働くことができる。

第４に、職業として携わるというよりは、利用者、地域住民としてかかわる場合には、資格取得者であること、また資格取得過程で学んだことを生かして、施設や活動の充実、時には指定管理者として、ときには教育文化産業の立ち上げ・運営に積極的に取り組み事ができる。

法政大学の資格課程では、これまでも積極的に授業の充実に取り組んできたので、OB/OG 組織や「同窓会」なども作られているが、今後は、以上の点を踏まえて、３課程での積極的な意見交換なども行っていったらどうだろうか？と考えている。